

農地の利用権の再設定・更新について

既に設定されている農地の利用権の終期に際して、更新のご相談が、貸し手と受け手の間で整いましたら、申出の手続き(「農用地貸借希望申出書」の記入と提出)をお願いいたします。

- ・申出書(用紙)は、後掲の【申出書の受付・連絡先】に受け取りに来ていただくか、市のホームページ(<https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=5467>)からダウンロードして、ご利用いただくことができます。

土地の所有者が既に死亡しているとき

- ・登記上の土地所有者がお亡くなりになっている場合は、相続登記の完了後に、相続人(登記上の新たな土地所有者)が貸し手となり申出書に記入してください。
- ・相続登記が間に合わない場合は、相続人代表を定め、相続人代表が貸し手となり申出書に記入してください。他の相続人は同意者として申出書うら面の指定欄に署名・押印してください。
- ・共有地(又は相続登記が未だなされていない土地)に利用権を設定する期間が5年以下の場合は、共有者(又は相続人)のうち、2分の1を超える権原者の同意が必要です。
- ・共有地(又は相続登記が未だなされていない土地)に利用権を設定する期間が5年を超える場合は、共有者(又は相続人)全員の同意が必要です。

申出書の受け付けと締め切り

- ・後掲の【申出書の受付・連絡先】で受け付けております。
- ・利用権設定(更新)の受け付け締め切り日は、一部の月を除いて、毎月末の最終の開庁日です。
- ・新規の利用権設定につきましては、随時受け付けております。新規の利用権設定をなさる場合は、貸し手と受け手の間でご相談のうえ、申出の手続き(申出書の記入と提出)をお願いいたします。
- ・締め切り日の翌々月の農業委員会で審議された後の契約開始となります。

| | | |
|----------------------------------|----------------------------|--------------------|
| 【申出書の受付・連絡先】 | 津山市役所 | |
| 農林部 農業振興課 | ☎(0868) 3 2 - 2 0 7 9 (直通) | 津山市山北 520 (本庁舎 4階) |
| 加茂支所 地域振興課 | ☎(0868) 3 2 - 7 0 3 4 (直通) | 津山市加茂町塔中 104 |
| 勝北支所 地域振興課 | ☎(0868) 3 2 - 7 0 2 4 (直通) | 津山市新野東 567 |
| 久米支所 地域振興課 | ☎(0868) 3 2 - 7 0 1 4 (直通) | 津山市中北下 1300 |
| 阿波出張所 地域振興課 | ☎(0868) 3 2 - 7 0 4 2 (直通) | 津山市阿波 1209-4 |
| (電話の際は、「農地の利用権に関すること」とお知らせください。) | | |

